

# 有料公園施設料金表

6. 岩舟総合運動公園				
区分		単位	使用料 (改定前)	使用料 (改定後)
ゲートボール場	(1面につき)	1時間につき	200	210

1 市外の者(市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。

3 ゲートボール場を、入場料(入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。)を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。